

北方領土問題の歴史と領土交渉の現段階

本 田 良 一

はじめに

戦後、旧ソ連・ロシアの実効支配の下にあり続けている北方四島（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）について、その返還を日本が求める、いわゆる北方領土問題は、二〇一六年五月六日の日ロ首脳会談（安倍晋三首相、ウラジーミル・プーチン大統領）で、『新しいアプローチ』によって問題の解決をめざすこと」が合意され、これ以降、「共同経済活動」の協議が合意されるなど、新しい局面を迎えています。

こうした現下の情勢を契機として、本日は、日ロ両国間における北方領土問題と領土交渉の歴史、歴史から見た現在の局面の意義などについてお話ししていきたいと思えます。

1. 北方領土問題の前提と始まり

(1) 前史

北方四島や千島列島に関わる日ロの国境線は、まず一八五五（安政二）年調印の「日露通好条約」において、択捉島とウルップ島の間に引くとすることで確定しました。この時、樺太は混住の地としました。それが一八七五（明治八）年調印の「千島・樺太交換条約」により、樺太を放棄する代わりに、千島列島北端の占守（シムシユ）島とカムチャッカ半島の間で国境線を引くこととなり、千島列島は全て日本領となりました。日露戦争（一九〇四年二月～一九〇五年九月）後には、「ポーツマス条約」により南樺太は日本領になります。その後、第二次世界大戦を経て、日本は「ポツダム宣言」を受諾（一九四五年八月一四日）して敗戦国となりましたが、受諾後の八月一八日、ソ

連軍が千島列島に侵攻し、千島列島、北方四島を占拠しました。これらの島はこれ以降、ソ連・ロシアの実効支配下にあり続けています。

(2) 「サンフランシスコ講和条約」（一九五一年九月八日）

一九五一年九月八日のサンフランシスコ講和会議で調印された「サンフランシスコ講和（平和）条約」は、日本と連合国の戦争状態を終結させ、戦後から連合国の占領下にあった日本が独立を回復するための条約です。あわせて、日本はこの条約により、朝鮮の独立を承認し、台湾、南樺太とともに、「千島列島」の領有も放棄しました。しかし条約は、「千島列島」がどの範囲を指すのか定義せず、また、日本が放棄した後の千島列島がどの国に帰属するのかも明確にしていませんでした。ソ連は講和会議には参加しましたが、中国が招待されなかったことを理由に条約への署名はしま

年二月一日、衆議院外務委員会。ここに至って、日本の公式方針が二島返還から四島返還に転換しました。日本は戦後一貫して四島返還を主張してきたわけではありません。

(2) 「日ソ共同宣言」(一九五六年一〇月)

二島返還を主張するソ連と、四島返還を求める日本の交渉は並行線が続き、第二次ロンドン交渉も一九五六年三月をもって無期限の休会となりました。同年七月九月には、重光葵外相がモスクワを訪れて交渉を行います。これも不調に終わっています。

こうしたなか、当時の鳩山一郎首相は、同年一〇月、河野一郎農林相、前出の松本衆議とともにソ連を訪れ、ニコライ・ブルガーニン首相と「日ソ共同宣言」(一九五六年一〇月一九日)に調印しました。

この宣言は、領土問題を先送りして国交正常化を実現することが企図されています。北方領土問題が未解決で残され、国境線を画定できない以上、平和条約は結べないので、「平和条約」ではなく、「共同宣言」になったのです。

宣言では、領土問題について、「日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意する。／ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要請にこたえか

つ日本国の利益を考慮して、歯舞諸島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする。」(第九条)と記されています。将来的に平和条約が締結されれば、歯舞・色丹は日本に返還するとされていますが、国後・択捉には一切言及がないことに注意が必要です。

(3) 「日ソ共同声明」(一九九一年四月)

「日ソ共同宣言」の調印後、長くソ連は「領土問題は存在しない」と主張し続けることになりました。ソ連がこれを改め、領土問題の存在を再び認めるようになるのは、冷戦終結後、一九九〇年代に入ってからです。

一九九一年四月、ミハイル・ゴルバチョフ大統領が来日した際、海部俊樹首相と「日ソ共同声明」に署名しました。声明は領土問題に触れ、北方四島の島名を全て挙げて、領土問題の存在を認めています。しかしこのとき、ゴルバチョフ大統領は、平和条約締結後に歯舞・色丹は日本に引き渡すとした「日ソ共同宣言」の有効性については、「実現できなかったもの、チャンスを失ったものを(中略)三〇年以上も経過して復活させることはできない」として、最後まで認めませんでした。

実はこのゴルバチョフ訪日に先立ち、当時、自民党幹事長であった小沢一郎氏がモスクワへ行き、

領土問題の解決を経済協力によって図っていくバックチャンネル外交での交渉が進められていました。しかし、これは領土を金で売るかのような印象をソ連の国民に与えたほか、ゴルバチョフの政権基盤も弱体化していたため、ゴルバチョフは決断できず、最終的には上手く行きませんでした。

3. ロシア連邦との平和条約締結交渉の経緯

(1) 「クナエゼ提案」(一九九二年三月)

一九九一年二月二五日にソ連は崩壊しました。その三月後の一九九二年三月二〇～二一日、ロシア連邦共和国が成立してから最初の日ロ外相会談(渡辺美智雄外相、アンドレイ・コズイレフ外相)が東京で開かれました。外務省飯倉公館(港区麻布台)が会場として使用され、コズイレフ外相は公館二階のビジタールームに宿泊していました。

公式の会談は二一日の午前十一時に終わりましたが、コズイレフ外相は会談終了後、「個人的に話がある」として渡辺外相をビジタールームに招きました。そして、コズイレフ外相、ゲオルギー・クナエゼ外務次官、ロシア側通訳、渡辺外相、斎藤邦彦外務審議官、日本側通訳の六名だけの場で、ロシア側から非公式に提案されたのが「クナエゼ提案」です。クナエゼ氏によると、クナエゼ氏がメモも見ず、口頭で、しかも日本語で提案の内容を説明したそうです。その内容は以下のとおりで

す。

第一段階は、「日ソ共同宣言」に基づき、齒舞・色丹を引き渡す手続きについて話し合い、両国で合意することです。実際に島を引き渡すことになれば、これに伴い、島民の生活に様々な問題が発生することが予想されます。例えば、ロシア本土への転居を希望する者の転居費用や財産の保障をどうするか、島に留まる医師の資格をどう取り扱うか、などです。そうした問題への対応をきちんと話し合い、まず双方の合意を得ることが提案されています。

第二段階は、齒舞・色丹の引き渡しの手続きについて両国の合意が得られたら、引き渡しのための協定を結ぶことです。しかし、実際の齒舞・色丹の引き渡しは平和条約締結後とされています。第三段階は、齒舞・色丹に倣うかたちで、残る国後・択捉の二島の扱いについて交渉することです。ここでいう「扱い」とは、国後・択捉の帰属の問題も含めて話し合うという意味です。そして、国後・択捉の扱いに関する交渉がまとまれば、第四段階として、平和条約を締結するとされています。

「クナエゼ提案」のポイントは、齒舞・色丹は日本への返還を前提としています。国後・択捉は話し合いによって帰属を決める、言い換えれば、話し合ってみないことには国後・択捉の帰属先は決められない、という点です。日本側は、国後・択捉の返還が保障されていないという理由で、提

案を真剣に検討せず、事実上拒否しました。

(2) 「川奈提案」と「モスクワ提案」(一九九八年四月～十一月)

一九九八年四月、静岡県伊東市の川奈にあるホテルで、橋本龍太郎首相とボリス・エリツィン大統領が会談し、その際、橋本首相は「川奈提案」を提案しました。

提案の内容は、択捉島の北側で国境を確定すれば、当分の間、現状を維持し、ロシアによる四島の施政を認めるというものです。いずれ四島は日本に返還されるのが前提とされていますが、もしこれをロシアが受け入れたとしても、別途、日本はロシアに対して施政権返還交渉を行うことが必要になります。これはつまり、四島を、返還前の沖繩のような状態にすることです。

「川奈提案」は国境画定論という考え方に基づいています。北方四島をめぐっては、日本では、終戦直後の混乱に乗じてソ連に不法占拠された自国の領土なので、返還されて然るべきだと考えられているのに対し、ソ連・ロシアでは、千島列島の占拠は第二次世界大戦の成果であり、敗戦国である日本がその主権を主張できるようなものではないと考えられています。国境画定論とは、こうした両国の過去の歴史的な経過を棚上げし、現に未画定の状態が続いている国境の画定を優先するという考え方です。

現場に居合わせた丹波實外務審議官の証言によると、橋本首相が提案したとき、エリツィン大統領は「面白い(インテレスナ)」と言って、思わず腰を上げそうになったのを、横にいたセルゲイ・ヤストルジェムスキー報道官がとどめ、「大統領、この提案は重要な提案なので、持ち帰って検討する、と答えて下さい」と言ったそうです。そのため、この提案へのロシアの回答はここでは保留になりました。

ロシア側から「川奈提案」への回答が提示されたのは、七カ月後の一九九八年十一月、参院選の敗北の責任を取って辞任した橋本首相から代わった小渕恵三首相がモスクワを公式訪問し、エリツィン大統領と会談したときです。そこでの回答は「周知のとおり日本の従来からの極端な立場に立った提案である」というもので、「川奈提案」を拒否しました。

その上で、ロシア側が代わりに出してきたのが「モスクワ提案」です。この提案は、第一段階として、日ロ平和友好協力条約を結ぶこと、同条約の中に領土問題の解決に向けた協議の継続を明記すること、第二段階として、四島を日本の立法権の可能性も含む特別経済特区とすることを主な内容としています。しかし、日本側は「六法全書を一からつくるという話か。そんなことできるわけがない」(丹波外務審議官)などと言って、これを受け入れませんでした。「川奈提案」も「モスクワ提案」も、共に提案先の合意が得られず、頓挫したというこ

とです。

(3) 日本側の態度の軟化（一九九九年二月）

日ロの平和条約締結交渉では現在、「四島の帰属問題を解決し、平和条約を締結する」という表現が用いられています。例えば、衆議院の「日露修好一五〇周年に当たり、日露関係の飛躍的発展に関する決議」（二〇〇五年二月二日）には「北方領土の帰属の問題を解決して」と書かれています。

ところで、このような言い方は誰がいつから始めたのか。国会の会議録を検索すると、一九九九年二月一六日の衆議院予算委員会の議事録に、小渕首相の答弁として、「…政府といたしまして、今後とも、このような両国間のハイレベルでの間断なき対話の継続を通じて、あらゆる分野における関係を一層強化しながら、北方四島の帰属問題を解決して平和条約を締結するとの課題の達成に向けて全力を尽くしていく考えであります」という記述が初めて出てきます。

それ以前はどういう表現をしていたかと言えば、「北方四島の返還を実現して、平和条約を締結する」という言い方でした。例えば、衆議院の「北方領土問題の解決促進に関する決議」（一九九五年六月八日）では「北方領土の返還を実現し…」と書かれています。

ロシアが「川奈提案」を拒否するときの理由の

中で、「日本側の従来の極端な立場」という言葉が出てきましたが、ロシア側にとってみれば、この「日本側の従来の極端な立場」とは、四島は最初から日本のもので、いずれ必ず日本に返還される、という前提で話をしているということであり、「最初から結論が出ている交渉には応じられない」というのがロシア側の言い分です。

したがって、「四島の帰属問題を解決する」という言い方への転換には、ロシア側が「日本側の従来の極端な立場」と呼ぶ批判を回避する意味があります。帰属問題の解決のしかたにはいろいろなパターンがあり得るからです。「モスクワ提案」を受けてから三カ月後の一九九九年二月から、日本はそのような意図で表現を軟化させています。

(4) 「川奈提案」の再提案（二〇〇〇年九月）

小渕首相は一九九九年二月に衆議院予算委員会で「北方四島の帰属問題を解決して平和条約を締結する」という表現に改めました。この時点で日本政府は「川奈提案」を諦めたわけではありませんでした。

二〇〇〇年九月三〃五日、ウラジーミル・プーチン大統領が公式来日し、森喜朗首相と会談した際、森首相はプーチン大統領に対しあらためて「モスクワ提案」を拒否した上で、「川奈提案」を再提案しています。

「川奈提案」とは、四島返還を前提としながら、

その枠内で最大限に譲歩した案です。これを受けてプーチン大統領は、「日本側の考えは勇気ある熟慮されたものであるが、ロシア側の考えとは完全には一致していない」として拒否しました。やはりロシア側は、四島返還を前提にしている日本側の姿勢は受け入れられないのです。

したがって、これ以降も、日本は「四島返還」、ロシアは「歯舞・色丹は返還するが、国後・択捉は交渉無しに引き渡しはできない」という立場が対立して続くことになります。

(5) イルクーツク会談での「並行協議」の提案（二〇〇一年三月）

二〇〇一年三月、森首相がロシアのイルクーツクを訪れ、プーチン大統領との日ロ首脳会談（イルクーツク会談）が行われました。当時官房副長官であった安倍首相も同行していました。

ここで森首相は「並行協議」を提案しました。「並行協議」とは、「日ソ共同宣言」で平和条約締結後に引き渡しが決まっている歯舞・色丹の返還の条件やスケジュールについて協議しつつ、これとは別のテーブルで、国後・択捉の帰属問題について協議するという提案です。これら二つの協議を同時並行で行うことから、「並行協議」と呼んでいます。それぞれのテーブルで結論が出れば、平和条約を結ぶことになります。

「並行協議」はかつての「クナージ提案」をベ-

スにしているため、交渉方法を提示しただけで解決方法を提示していません。相違点は、「クナージ提案」がロシア側からの非公式提案であるのに対し、「並行協議」は日本側からの公式提案であるという点です。

「並行協議」の最大の特徴は、日本側から国後・択捉の帰属問題の協議を提案していること、つまり、四島返還を前提にしないことにあります。これは従来の日本の考え方と決定的に異なることです。ともあれ、国後・択捉の帰属については協議して決めるとなれば、その結果としては、「二島返還」、「四島返還」、「二島返還+ α 」など、いくつかのパターンが想定されます。「二島返還+ α 」としては、具体的には、「国後の返還」、「国後の返還と択捉の共同統治」などが考えられます。

(6) 「並行協議」の撤回と交渉の長期停滞(二〇〇一～二二年)

実はプーチン大統領自身はいったん「並行協議」に同意しています。彼の思考を推測すると、日本の提案してきた「並行協議」の内容を見て、日本は従来の四島返還の立場を取り下げ、妥協点を見出そうとしていると判断したのだと思います。それは大統領個人の考えであり、ロシア外務省は反対したと思います。

これに対して日本では、小泉純一郎政権期に入り、事実上「並行協議」の提案を自ら撤回してい

ます。その背景には、「日ロ関係を一九七三年時点に戻す」とした田中真紀子外相の発言や、北方四島にかかわる疑惑があるとされた鈴木宗男氏や佐藤優氏の逮捕事件など、日本側で様々な問題が起きるなかで、外務省内の四島一括派が巻き返しを図り、日本側の方針を四島返還を前提とするものに再度変えてしまったからです。

その後、二〇〇六年九月に開催されたヴァルダイ会議（世界各地から学識者やジャーナリストを招いて行う意見交換会）の場で、プーチン大統領は、「最近ロシアは領土問題で態度を硬化させているのではないか」という日本の大学教授の質問に答えるかたちで、日本から五六年宣言（日ソ共同宣言）に戻るよう求められ、それに同意したが、その後、日本はより強硬な態度をとるようになった、態度を硬化させた（四島一括返還要求に戻っている）のは日本が先であることなどを発言しています。

プーチン大統領にしてみれば、いったん「並行協議」の提案に乗ったにもかかわらず、その後、それを提案してきた日本が四島返還論に戻ってしまったという格好になったという事です。それで当時、「北方四島の占拠は第二次世界大戦の結果だ」（二〇〇五年九月）などと、彼自身が言い出す状況にもなっていたのです。大統領の怒りはある意味当然であり、以降、日ロ間では冷たい関係が続くことになりました。

(7) プーチン「引き分け」発言と交渉の再始動(二〇一二年三月)

二〇一二年三月、当時首相であったプーチン氏は、領土問題は日ロ双方の「ヒキワケ（引き分け）」で解決しようと発言しました。「引き分け」という日本語・柔道用語を使っていることが特徴です。これにより、十年以上停滞していた日ロ間の領土交渉が再び動き始めました。

この発言を受けた日本では、当時は民主党の野田佳彦内閣でしたが、「並行協議」の提案者である森喜朗氏を特使として派遣することを決定していました。大統領との会談の日時も同年一月下旬にセッティングを済ませていたのですが、その数日前（一月一六日）に野田首相が衆議院を解散してしまつたため、森氏の特使派遣の計画自体が流れてしまいました。

その後の衆院選（二〇一二年二月一六日投票）により、民主党は敗北を喫したため、政権は自公政権に再交代し、第二次安倍内閣が成立しました。そして、第二次安倍内閣のもと、森氏の特使派遣が二〇一三年二月二一日に実施され、モスクワでプーチン大統領との会談が行われました。これが地ならしとなり、同年四月二九日のモスクワでの日ロ首脳会談（安倍首相・プーチン大統領）へとつながっていきます。

二〇一四二月、ソチ冬季五輪に際して、安倍首相とプーチン大統領の日ロ首脳会談が行われ、そ

の際に二〇一四年秋の大統領訪日が合意されますが、一カ月後、ロシアによるウクライナのクリミア半島併合というウクライナ問題が発生。欧米諸国が対口制裁を実施する中で、大統領訪日は延期になりました。

4. 現下（二〇一六年五月）の動きと今後の展望

(1) 「新しいアプローチ」による解決での合意

二〇一四年秋に予定されていたプーチン大統領の訪日が、ウクライナ問題により延期になり、領土交渉はまた数年停滞しましたが、二〇一六年五月六日、ソチで日ロ首脳会談が行われたことを機に再び動き始めました。

ここで安倍首相は、領土問題を「新しいアプローチ」によって解決をめざすことを提案するとともに、八項目の経済協力プラン、すなわち、①健康寿命の伸長、②快適・清潔で住みやすく、活動しやすい都市作り、③中小企業交流・協力の抜本的拡大、④エネルギー、⑤ロシアの産業多様化・生産性向上、⑥極東の産業振興・輸出基地化、⑦先端技術協力、⑧人的交流の抜本的拡大―を提示し、プーチン大統領がこれに賛意を示しました。これについて、外務省ウェブサイトに「これまでの交渉の停滞を打破し、突破口を開くため、双方に受入れ可能な解決策の作成に向け、今までの発想

にとらわれない『新しいアプローチ』で、交渉を精力的に進めていくとの認識を両首脳で共有した」と書かれています。

これにより、交渉の進展に対する期待が一気に高まり、同年九月のウラジオストク、十一月のペルーでの日ロ首脳会談を経て、十二月一五～一六日の山口・東京での日ロ首脳会談では、①北方四島全島における共同経済活動の協議の開始、②元島民の墓参手続きの簡略化―の二点で合意しました。

このうち一点目の合意事項のポイントは、共同経済活動の対象が四島になっていることで、「プレス向け声明」には「国際約束の締結を含むその実施のための然るべき法的基盤の諸問題が検討される」とされ、共同経済活動は「平和条約問題に関する日本国及びロシア連邦の立場を害さない」とも書かれています。首脳会談終了後の共同記者会見やその後のテレビ番組での安倍首相の発言にあった「日本でもロシアでもない」や「特別な法的枠組み」といった文言はプレス向け声明やロシア側の発表には書かれていませんが、安倍首相としては、日本でもロシアでもない特別な取り決めに四島につくり、そこでの共同経済活動に日本の企業が積極的に参加していけるような枠組みをつくりたいと考えているのではないかと思います。

(2) 目標は「二島+α」

「新しいアプローチ」を四島での共同統治と捉えると、安倍首相のめざすところは「二島+α」であるということが見えてきます。

実は「二島+α」というアイデアについては、二〇一三年七月、元外務省欧亜局長の東郷和彦氏と、元駐日大使のアレクサンドル・パノフ氏が連名で行った「東郷・パノフ共同提案」でも提案されていました。その内容は、①「日ソ共同宣言」に基づき歯舞・色丹を引き渡す時期と条件、②国後・択捉を両国が受け入れ可能な法的地位を有する共同の特別経済区域とすること、これらの二点について同時並行で協議することです。このうちの第二の項目は、一九九八年にロシア側が提案した「モスクワ提案」をモデルとしていますが、「モスクワ提案」が四島全島を対象にしていたのに対し、「東郷・パノフ共同提案」は国後・択捉の二島を対象にしているという点で違いがあります。

以前の「二島+α」論である「クナエゼ提案」と「並行協議」を振りかえって整理すると、「クナエゼ提案」では、歯舞・色丹の引き渡しの手続きについて協議し、その後、これに倣って国後・択捉の帰属も含めて協議するとし、「並行協議」では、歯舞・色丹の返還についての協議と、国後・択捉の帰属問題についての協議を同時並行で行うこととしていました。

これらに対し、「新しいアプローチ」がめざす「二

島+α」は、手順としては、まず四島の共同統治を実現し、その上で、齒舞・色丹を返還させ、引き算の結果として「二島（齒舞・色丹）の返還+α（国後・択捉の共同統治）」というかたちになります。

(3) 返還の実現性と今後の展望

「日ソ共同宣言」以来、齒舞・色丹の二島については平和条約締結後に日本に返還されるとされ、そのことがこれまでの領土交渉の前提になっていますが、この点についても先行きは不透明です。

例えば、プーチン大統領はこれまで「日ソ共同宣言には、齒舞・色丹の二島がどのような根拠で、誰の主権の下に置かれ、どのような条件で返還するか書かれていない」、「クリール諸島（北方領土と千島列島）は今、ロシアの主権がある領土だ」、「北方四島全てが交渉の対象だ」などと発言しています。齒舞・色丹の二島についても、今後の交渉によっては、施政権は返すが主権は返さないなど、どういう結果に辿り着くかは全くわかりません。

確かに「日ソ共同宣言」には二島は返すと書かれています。その確認を日本側が求めるだけでも、ロシアの世論が強く反発します。プーチン大統領はかつて、いったんは「並行協議」には同意しましたが、その後の紆余曲折もあり、現在は二島返還にもより敏感になっているように見えます。

日本とロシアのどちらがリスクを負っているかがポイントです。「クナエゼ提案」と「並行協議」は二島返還を前提にしているのに、ロシア側がリスクを背負うことになるのに対し、「新しいアプローチ」は二島返還も前提としていないので、日本側というか、提案者の安倍首相がリスクを背負うかたちになります。実際、「新しいアプローチ」を提案した日口首脳会談の後、日本国内では、「進展ゼロ」、「二島返還の言質も取れず、食い逃げされたようなものだ」など、安倍首相に対する大きな批判が出ました。これは「新しいアプローチ」によって日本側がリスクを背負ったことの表れであり、北方領土交渉は現在そのような局面にあるということです。

今日までの経緯を振り返って一つ言えるのは、日本にとつての条件は段々と不利になってきており、恐らく「クナエゼ提案」のときが最大のチャンスだったということです。その次の好機であった「並行協議」の頃は、外務省内でも四島返還を諦めるような勢力はまだ少数派であり、その少数派の意見を鈴木宗男氏の政治力によって強引に押し切ろうとしたが、結果的には頓挫してしまいました。「新しいアプローチ」は、「クナエゼ提案」、「並行協議」に次ぐ三度目の好機になるのかもしれませんが。しかし、「新しいアプローチ」は二島返還も保証されていません。結果として「二島+α」ではなく「二島-α」になることもあり得ます。「新しいアプローチ」がまた上手く行か

なければ、いずれ別の提案が出てくると思います。が、現状よりもいつそう日本に不利になることも予想されます。

へほんだ りょういち・北海道新聞社編集局編集委員

※ 三頁に掲載の地図は外務省のウェブサイトより引用しました。

本稿は、二〇一七年二月一四日、札幌市内で開催された学習会の内容をまとめたものです。
文責・編集部

北方領土問題 年表

			事 項
1855年	安政 2 年	2 月	「日露通好条約」調印、国境線が択捉島とウルップ島の間で確定。樺太は混住
1875年	明治 8 年	5 月	「千島・樺太交換条約」調印、千島列島は日本領に
1905年	明治38年	9 月 5 日	日露戦争終結、「ポーツマス条約」調印、南樺太は日本領に
1922年	大正11年	12月	ソ連成立
1945年	昭和20年	8 月14日	日本が「ポツダム宣言」を受諾
		8 ～ 9 月	ソ連軍が北方 4 島を含む千島列島全体を占領
1951年	昭和26年	9 月 8 日	「サンフランシスコ講和条約」調印、日本は南樺太と千島列島を放棄
1955年	昭和30年	6 ～ 9 月	第 1 次ロンドン交渉
1956年	昭和31年	1 ～ 3 月	第 2 次ロンドン交渉
		7 ～ 9 月	重光葵外相が訪ソ、モスクワ交渉
		10月19日	鳩山一郎首相訪ソ、「日ソ共同宣言」に署名
1973年	昭和48年	10月	田中角栄首相訪ソ
1991年	平成 3 年	3 月	モスクワで、小沢一郎自民党幹事長とゴルバチョフ大統領が協議（小沢秘密交渉）
		4 月19日	ゴルバチョフ大統領来日、「日ソ共同声明」署名
		12月25日	ソ連崩壊、ロシア連邦成立
1992年	平成 4 年	3 月21日	日ロ外相会談後、ロシアのクナエゼ外務次官が「クナエゼ提案」を非公式提示
1993年	平成 5 年	10月13日	細川護熙首相とエリツィン大統領、「東京宣言」に署名
1997年	平成 9 年	11月 2 日	橋本龍太郎首相とエリツィン大統領が、2000年までに平和条約の締結を目指す「クラノヤルスク合意」
1998年	平成10年	4 月19日	静岡県川奈で日ロ首脳会談（橋本・エリツィン）、日本側から「川奈提案」提示
		11月11～13日	小渕恵三首相がロシア公式訪問、ロシア側「川奈提案」拒否、「モスクワ提案」提示
2000年	平成12年	9 月 5 日	プーチン大統領公式来日、森喜朗首相と声明に署名
		11月15日	ブルネイ A P E C に際し、日ロ首脳会談（森・プーチン）
2001年	平成13年	3 月25日	イルクーツクで日ロ首脳会談（森・プーチン）、日本側から「並行協議」を提案、「イルクーツク声明」採択
2012年	平成24年	3 月	プーチン大統領、領土問題で「ヒキワケ（引き分け）」発言
2013年	平成25年	2 月21日	森喜朗氏が特使として訪ロ、モスクワでプーチン大統領と会談
		4 月29日	モスクワで日ロ首脳会談（安倍晋三・プーチン）、「日露パートナーシップの発展に関する共同声明」採択
		7 月	「東郷・パノフ共同提案」発表
2014年	平成26年	2 月 8 日	ソチで日ロ首脳会談（安倍・プーチン）、2014年秋の訪日で合意（ウクライナ問題で訪日延期）
		3 月18日	ロシアがウクライナのクリミア半島を併合
2016年	平成28年	5 月 6 日	ソチで日ロ首脳会談（安倍・プーチン）、「新しいアプローチ」での解決で一致
		9 月 2 日	第 2 回東方経済フォーラムに際し、ウラジオストクで日ロ首脳会談（安倍・プーチン）
		11月19日	ペルー A P E C 首脳会議に際し、日ロ首脳会談（安倍・プーチン）
		12月15～16日	山口と東京で日ロ首脳会談（安倍・プーチン）、共同経済活動の協議で合意
2017年	平成29年	4 月27日	モスクワで日ロ首脳会談（安倍・プーチン）
		7 月 6 日	東京で「貿易経済に関する日露政府間委員会共同議長間会合」開催
		7 月 7 日	G20ハンプルク・サミットに際し、日ロ首脳会談（安倍・プーチン）